仕事のスキルアップ・資格取得をめざす皆さまへ

特定一般教育訓練の「教育訓練給付金」のご案内

特定一般教育訓練について、教育訓練給付金の支給申請を行う場合は、
このパンフレットをお読みいただき、適正な申請手続きを行ってください。

特定一般教育訓練の「教育訓練給付金」とは

働く人の主体的な能力開発を支援し、早期の再就職とキャリア形成の促進を図る雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（※）（在職者）または被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する**特定一般教育訓練**を受講・修了した場合、ご自身で教育訓練実施者に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）をハローワークから支給します。

なお、指定講座はインターネットの「教育訓練給付金厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム」（https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/）でご覧になれます。

※　このパンフレットにおいて「被保険者」とは、雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

（参考1）一般教育訓練の「教育訓練給付金」とは

働く人の主体的な能力開発を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図る雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）または被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する**一般教育訓練**を受講・修了した場合、ご自身で教育訓練実施者に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）をハローワークから支給します。

支給率や支給要件などが一般教育訓練の「教育訓練給付金」とは異なります。詳しくは「一般教育訓練の「教育訓練給付金」のご案内」をご覧ください。

（参考2）専門実践教育訓練の「教育訓練給付金」とは

働く人の主体的で中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図る雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）または被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する**専門実践教育訓練**を受講・修了した場合、ご自身で教育訓練実施者に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）をハローワークから支給します。

支給率や支給要件などが特定一般教育訓練の「教育訓練給付金」とは異なります。詳しくは「専門実践教育訓練の「教育訓練給付金」のご案内」をご覧ください。

不正受給は、詐欺罪に問われるので、ご注意ください

支給申請は正しく行ってください。偽りその他不正の行為によって教育訓練給付金の支給を受けた場合または受けようとした場合、教育訓練給付金を受けることができなくなります。また、不正に受給した金額の返還と返還額の2倍の金額の納付を命じられ、刑罰に処せられることがあります。なお、不正の行為があるにもかかわらず、教育訓練給付金の支給申請に関するハローワークの調査・質問に対し虚偽の陳述をした場合は、納付命令の対象になることがあります。

不正受給をした場合、受講開始日前の被保険者であった期間は、なかったものとみなされるので、以後一定期間は、他の教育訓練の受講についても教育訓練給付金を受けることができなくなります。

教育訓練講座の運営等について不審な事案を発見した場合は、最寄りのハローワークに通報・ご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

PL080801保01

1.特定一般教育訓練給付金の概要

特定一般教育訓練給付金の支給対象者

特定一般教育訓練給付金の支給対象者（受給資格者）は、①または②のいずれかに該当し、厚生労働大臣が指定する特定一般教育訓練を修了した方です。

① 被保険者
特定一般教育訓練の受講を開始した日（以下「受講開始日」★）において、雇用保険の被保険者のうち、支給要件期間★★が3年以上（※）ある方。

② 被保険者であった方
受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（適用対象期間の延長★★★が行われた場合には、最大20年以内）で、支給要件期間が3年以上（※）ある方。

※ 上記①、②とも、初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする方については、当面の間、支給要件期間が1年以上あれば支給対象者となります。

【例】

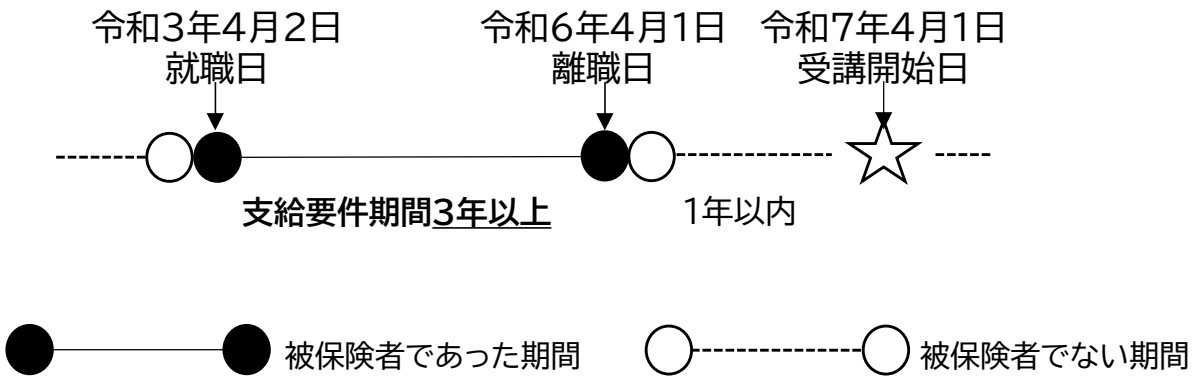

★〈受講開始日とは〉

■ 受講開始日とは、通学制の場合は教育訓練の所定の開講日（必ずしも本人の出席第1日目とならないことがあります。）、通信制の場合は教材などの発送日であって、いずれも指定教育訓練実施者が証明する日であり、特定一般教育訓練として厚生労働大臣の指定を受けた期間内であることが必要です。

■ 受給資格の可否を決める重要な日付です。十分注意を払い、受講の申込みは余裕をもって行ってください。

★★〈支給要件期間とは〉

■　支給要件期間とは、受講開始日までの間に同一事業主に引き続いて被保険者等（一般被保険者、高年齢被保険者または短期雇用特例被保険者）として雇用された期間をいいます。

■　また、その被保険者等として雇用された期間の前に、他の事業主に被保険者等として雇用された期間があり、その空白期間が1年以内の場合、両方の雇用期間を通算します。

【例】次の場合の支給要件期間は、2年と1年を通算して3年となります。

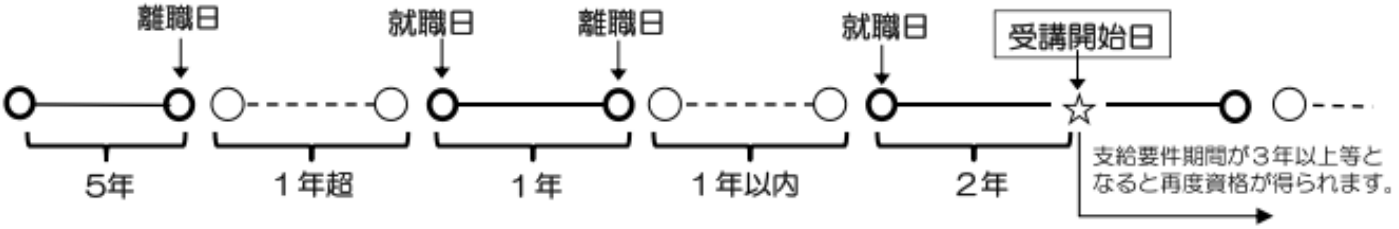

■　ただし、過去に教育訓練給付金を受けた場合、その時の受講開始日より前の被保険者等として雇用された期間は通算しません。このため、過去の受講開始日以降の支給要件期間が3年以上ないと、新たな受給資格は得られません。また、同時に複数の教育訓練講座について支給申請を行うことはできません。

■　上記に加え、今回の受講開始日の前日から3年以内に教育訓練給付金を受けたことがあるときは、特定一般教育訓練給付金は支給されません。

★★★〈適用対象期間の延長とは〉

■　教育訓練給付金を受給するためには、被保険者資格の喪失日の翌日から1年以内に教育訓練の受講を開始する必要がありますが、その期間（適用対象期間）に妊娠、出産、育児、疾病、負傷などにより教育訓練の受講が困難である期間が30日以上継続した場合、ハローワークに申し出ることにより、その受講が困難である期間、適用対象期間を延長（最大19年）することができます。

■　「教育訓練給付金適用対象期間延長申請書」に必要事項を記入し、本人または代理人の来所、電子申請、郵送のいずれかの方法で、住所を管轄するハローワークに提出してください。この提出は、前述の理由により教育訓練の受講が困難となった期間が30日以上継続した日の翌日以降、早期に行うことが原則ですが、延長後の適用対象期間の最後の日までの間であれば、提出は可能です。

特定一般教育訓練給付金の支給額

特定一般教育訓練を修了した場合、受講者が指定教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費★★★★の最大50%(※1)に相当する額をハローワークが支給します。

※1　受講開始日が令和6年9月30日以前の場合は、40%です。

●特定一般教育訓練を修了した場合

教育訓練経費の40%に相当する額(※2)を支給します。

※2　40%に相当する額が20万円を超える場合の支給額は20万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。

●特定一般教育訓練を修了し、資格を取得して就職した場合(※3)

教育訓練経費の40%に相当する額に加え、資格を取得して就職(※4)した場合、同経費の10%に相当する額(※5)を追加で支給します。

※3　受講開始日が令和6年10月1日以降の場合に限ります。

※4　特定一般教育訓練を修了し、その訓練に係る資格を取得(学位の取得等を含む)し、かつ、訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内に雇用保険の一般被保険者等として雇用されたまたは一般被保険者等として雇用されていて、特定一般教育訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内にその訓練に係る資格を取得(学位の取得等を含む)した場合をいいます。

※5　10%に相当する額が5万円を超える場合の支給額は5万円とします。

【例】訓練期間:3か月 ／ 入学料:5万円 ／ 受講料:25万円

	教育訓練経費	支給額
本体給付	30万円 (入学料含む)	**12万円** (※6)
資格取得等した場合	—	**3万円** (※7)
合計	30万円	**15万円**

※6　30万円×40%＝12万円
(20万円を超える場合は20万円が上限)

※7　30万円×10%＝3万円
(5万円を超える場合は5万円が上限)

★★★★〈教育訓練経費とは〉

■　特定一般教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が教育訓練実施者に対して支払った入学料および受講料の合計をいい、検定試験の受講料、受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費、教育訓練の補講費、教育訓練実施者が行う各種行事参加費用、学債などの将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、交通費、パソコンなどの器材の費用、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額等は含まれません。また、事業主などが申請者に対して教育訓練の受講に伴い手当などを支給する場合、その手当のうち入学料または受講料に充てられる額については、教育訓練経費から差し引いて申請しなければなりません。

なお、受講者への還付金などについては、後日ハローワークで調査を行うことがあります。

■　各種割引制度などが適用された場合は、割引後の額が教育訓練経費となります。

■　教育訓練実施者、販売代理店、事業所などから教育訓練経費の一定額還付が予定される場合（現金だけでなくパソコンなどの無償提供等を含む）は、必ずその還付予定額を差し引いて申告してください。

受給するには
「訓練前キャリアコンサルティング」を受けることが必要ですので
ご注意ください

受講開始前の手続きまでに
訓練対応キャリアコンサルタントによる
「訓練前キャリアコンサルティング」を受けなければ、
「特定一般教育訓練給付金」を受給することはできません。
（詳細は7ページ以降をご確認ください。）

2.特定一般教育訓練給付金の対象となる講座

1. 業務独占資格*1、名称独占資格*2もしくは必置資格*3に関する養成課程*4またはこれらの資格取得を目標とする課程など

[介護支援専門員実務研修等、介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、特定行為研修、喀痰吸引等研修を含む]

＊1　資格を持たずに業務を行うことが法令で禁止されている資格

＊2　資格がなくても業務を行うことはできるが、その名称の使用は法令で禁止されている資格

＊3　法令の規定により、業務のために使用される場所等に配置することが義務付けられている資格

＊4　国や地方公共団体の指定などを受けて実施される、
①訓練修了で公的資格取得　②公的資格試験の受験資格を取得
③公的資格試験の一部免除　　が可能になる課程

2. ITSSレベル2の情報通信技術関係資格の取得を目標とする課程

情報通信技術関係の資格のうち、ITスキル標準において、上位者の指揮の下に、要求された作業を担当することができるとされているレベル2の資格の取得を目標とした課程

3. 短時間の職業実践力育成プログラム*5およびキャリア形成促進プログラム*6[60時間以上120時間未満の課程]

＊5　大学・大学院・短期大学・高等専門学校の正規の課程又は特別の課程（学校教育法第105条（同法第123条において準用する場合を含む。））における社会人や企業などのニーズに応じた実践的・専門的なプログラムとして文部科学大臣が認定した課程

＊6　専修学校の専門課程又は特別の課程（学校教育法第133条第1項において準用する同法105条に規定する特別の課程）において、企業等と連携して、職業に係る実務に関する知識、技術及び技能について体系的な教育を行うものとして文部科学大臣が認定した課程

4. 職業能力評価制度の検定（技能検定*7又は団体等検定*8）の合格を目指す課程

＊7　職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定の合格を目標とした課程

＊8　職業能力開発促進法施行規則第71条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が認定する職業能力検定の合格を目標とした課程

対象講座は、インターネットの「教育訓練給付金厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム（https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/）」でご覧になれます。

教育訓練給付金
厚生労働大臣指定教育訓練講座
検索システム

3.特定一般教育訓練給付金の支給申請手続き

特定一般教育訓練給付金の受給手続きの流れ

特定一般教育訓練講座の受講を計画

↓

訓練前キャリアコンサルティング→7ページ

↓

受給資格確認（受講開始日の2週間前まで）→7、8ページ

↓

受講開始・修了

↓

支給申請①（訓練修了日の翌日から起算して1か月以内）→9ページ

↓

資格取得・就職

↓

支給申請②（資格取得・就職した翌日から起算して1か月以内）→10ページ

特定一般教育訓練**受講開始前**の手続き

〈訓練前キャリアコンサルティング・受給資格確認〉

特定一般教育訓練給付金の手続きは、訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングで就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブ・カードの交付を受けたあと（※1）、ハローワークなどで配布する『教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票』とジョブ・カードをハローワークへ提出します。この手続きは、受講開始日の2週間前までに行う必要があります（支給を受けるための支給申請は、別途手続きが必要です。）。

これら書類の提出は、原則本人の住所を管轄するハローワークに対して本人または代理人の来所、電子申請、郵送（※2）のいずれかの方法で行います。

※1　訓練対応キャリアコンサルタントとは、中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリアコンサルタント向け研修を受けるなど一定の要件を満たしたキャリアコンサルタントのことです。訓練対応キャリアコンサルタントの所在については、最寄りのハローワークへお尋ねください。

※2　郵送により手続きを行う場合は、受講開始日の2週間前までに行ってください（消印有効）。

受給資格確認のためにハローワークに提出する書類（受講開始前）

① 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票（様式第33の2の2）

個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。

② ジョブ・カード

受講開始前1年以内に訓練前キャリアコンサルティングを受けたもの

③ 本人・住所確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード等の官公署が発行する身分証明書・資格証明書（本人写真付き）のいずれか1種類

これらをお持ちでない場合、国民健康保険被保険者証や健康保険被保険者証、住民票記載事項証明書（住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書）、児童扶養手当証書、官公署から発行・発給された身分証明書または資格証明書（本人写真なし）のいずれか2種類

④－1 個人番号確認書類

マイナンバーカード、通知カード、個人番号の記載のある住民票の写し

④－2 身元（実在）確認書類

マイナンバーカード、運転免許証等の官公署が発行する身分証明書・資格証明書（本人写真付き）など

⑤ 専門実践教育訓練給付及び特定一般教育訓練給付再受給時報告

過去に専門実践教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金を受給したことがある場合に提出が必要です。

⑥ 払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード（受取人名のカナ表記・口座番号が分かるもの）

他の雇用保険の手続きで既に「払渡希望金融機関指定届」を提出している場合、マイナポータルに登録している公金受取口座を指定する場合（ハローワークにマイナンバーの登録が必要）は不要です。

⑦ 委任状

代理人による手続きの場合に提出が必要です。あわせて、代理人の身元（実在）確認書類（④－2）も提示・添付してください。

※ 適用対象期間の延長措置を受けようとする場合には、「教育訓練給付金適用対象期間延長申請書」（既に延長措置の決定を受けている場合には「教育訓練給付金適用対象期間延長通知書」）の提出が必要です。

特定一般教育訓練修了後の手続き

〈支給申請①〉

特定一般教育訓練を修了し、教育訓練給付金を受けようとする場合は、**訓練修了日の翌日から起算して1か月以内**に、原則本人の住所を管轄するハローワークに以下の書類を本人または代理人の来所、電子申請、郵送(※1)のいずれかの方法で支給申請をする必要があります。

※1　郵送により支給申請を行う場合は、1か月以内に行ってください(消印有効)。

支給申請の際にハローワークに提出する書類(訓練修了後)

① 教育訓練給付金(第101条の2の7第1号及び第2号関係)支給申請書(様式第33号の2)

② 受給資格確認通知書

7ページの受給資格確認後にハローワークからお渡しします。

③ 教育訓練修了証明書

指定教育訓練実施者が、その施設の修了認定基準に基づいて教育訓練修了を認定した場合に発行します。

④ 教育訓練実施者が発行する教育訓練経費に係る領収書

クレジットカードなどによる支払いの場合は、クレジット契約証明書(または必要事項が付記されたクレジット伝票)が発行されます。受領した場合は、支給申請時に添付できるよう保管してください。

⑤ 教育訓練経費等確認書

⑥ 本人・住居所確認書類(8ページ③をご参照ください。)

⑦−1 個人番号確認書類(8ページ④−1をご参照ください。)

⑦−2 身元(実在)確認書類(8ページ④−2をご参照ください。)

⑧ 特定一般教育訓練給付受給時報告

10ページの資格取得・就職した場合の支給申請を同時に行う場合は、提出を省略できます。

⑨ 返還金明細書

領収書が発行された後で教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人に対して還付された(される)場合に限ります。指定教育訓練実施者が発行します。

⑩ 委任状

代理人による手続きの場合に提出が必要です。あわせて、代理人の身元(実在)確認書類(8ページ④−2)も提示・添付してください。

〈支給申請②〉

また、特定一般教育訓練を修了し、その訓練に係る資格を取得（学位の取得等を含む）し、かつ、訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内に雇用保険の一般被保険者等として雇用されたまたは雇用されている場合は、**雇用された日（資格取得より先に雇用されたまたは雇用されている場合は、資格取得日（※2））の翌日から起算して1か月以内**に、原則本人の住所を管轄するハローワークに本人または代理人の来所、郵送（※3）のいずれかの方法で支給申請をする必要があります。

なお、9ページの訓練修了後の手続き（支給申請①）とまとめて行うことも可能です。

※2　業務独占資格等であって、資格試験合格後に名簿登録や免許取得等を必要とする資格については、名簿登録日や免許取得日等を資格取得日とします。また、原則として特定一般教育訓練の受講開始日に予定されていた最初の試験で資格を取得することが必要です。

※3　郵送により支給申請を行う場合は、1か月以内に行ってください（消印有効）。

支給申請の際にハローワークに提出する書類（資格取得・就職した後）

① 教育訓練給付金（第101条の2の7第3号関係）支給申請書（様式第33号の2の3）

② 受給資格確認通知書
7ページの受給資格確認後にハローワークからお渡しします。

③ 本人・住居所確認書類（8ページ③をご参照ください。）

④ 資格取得等したことを証明する書類（合格証、学位証明書等）
資格試験合格後に名簿登録や免許取得等を必要とする資格については、合格証だけでなく登録証や免許証の提出が必要です。

⑤ 教育訓練実施者が発行する教育訓練経費に係る領収書
クレジットカードなどによる支払いの場合は、クレジット契約証明書（または必要事項が付記されたクレジット伝票）が発行されます。受領した場合は、支給申請時に添付できるよう保管してください。

⑥ 特定一般教育訓練給付追加給付申請時報告

⑦ 返還金明細書
領収書が発行された後で教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に提出が必要です。

⑧ 委任状
代理人による手続きの場合に提出が必要です。あわせて、代理人の身元（実在）確認書類（8ページの④－2）も提示・添付してください。

● 電子申請について

電子申請は、「e-Gov電子申請」から行うことができます。
e-Govの操作に関する問い合わせ方法は、
下記HP下欄の「お問合せ」をご参照ください。
https://shinsei.e-gov.go.jp/

e-Gov電子申請

●各種様式は、こちらからダウンロードできます。
【ハローワークインターネットサービス】
ハローワークインターネットサービス(トップ)
＞仕事をお探しの方へのサービスのご案内＞
雇用保険手続きのご案内　＞教育訓練給付金
https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html

ハローワーク
インターネットサービス

4.支給要件照会

支給要件照会とは

特定一般教育訓練給付金の支給申請に先立ち、受講開始(予定)日現在における受給資格の有無と、受講を希望する教育訓練講座が厚生労働大臣の指定を受けているか、ハローワークに照会できます。

受講開始(予定)日現在で、被保険者資格の喪失日から1年以内か、支給要件期間が3年(初回の方については1年)あるか明らかでない方は、あらかじめのご確認をお勧めします。

支給要件照会の方法

「教育訓練給付金支給要件照会票」に必要事項を記入し、本人または代理人の来所、電子申請、郵送のいずれかによって、本人の住所を管轄するハローワークに提出してください。その際、本人確認書類(8ページ③をご参照ください)を提示・添付してください。代理人による手続きの場合は、委任状が必要です。また、トラブル防止や個人情報の適切な管理のため、お電話での照会は受け付けていません。

照会結果は、「教育訓練給付金支給要件回答書」によってお知らせします。

ご注意ください

支給要件照会を行った際の受講開始(予定)日と実際の受講開始日が異なる場合や受講開始(予定)日を将来の日付で照会した後に、離職等によって支給要件期間等に変動がある場合は、照会結果のとおりにならない場合がありますので、十分注意してください。

雇用保険の基本手当受給者の方はご注意ください

失業の認定日は、教育訓練講座(昼間の通学制の場合など)の受講日と重なった場合でも、受講日の変更が困難である場合以外は、他の日に変更されませんので、ご注意ください。

詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。